

規格基準の事前意図公告

この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条及び附属書Bの5（a）に基づくものです。

食品衛生法第6条第2号に該当する 食品中のアフラトキシンの指標及び検体採取量の変更について

下記のとおり、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第6条第2号（有毒又は有害な物質を含む食品の販売等の禁止）に該当する食品中のアフラトキシンの指標及び検体採取量の変更を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

記

1 件名

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第6条第2号に該当する食品中のアフラトキシンの指標及び検体採取量の変更

2 対象

食品

3 趣旨及び目的

食品の安全性を確保する必要性があることから、食品衛生法第6条第2号に該当する食品中のアフラトキシンの指標及び検体採取量を変更する。

4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

5 照会先

厚生労働省医薬食品局食品全部基準審査課
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL 03-5253-1111 内線 4280
FAX 03-3501-4868

6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後60日間

(別 紙)

食品中のアフラトキシンの指標及び検体採取量の変更について

現在、食品衛生法第6条第2号（有毒又は有害な物質を含む食品の販売等の禁止）に基づく食品中のアフラトキシンの規制は、アフラトキシン B₁ を指標として行っており、10 µg/kg 以上検出した食品は回収等の措置が取られている。また、分析に必要な検体採取量は、食品の特性を踏まえて 0.5 kg 又は 1 kg としている。

今般、食品中のアフラトキシンの指標をアフラトキシン B₁ から総アフラトキシン（アフラトキシン B₁、B₂、G₁ 及び G₂ の和）に変更するとともに（10 µg/kg を超えて検出した場合に規制）、検体採取量を 1 kg 又は 5 kg に変更することとしている。

食品中のアフラトキシンの規制

	変更案	現行
指標	総アフラトキシン (アフラトキシン B ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及び G ₂ の和)	アフラトキシン B ₁
規制値	> 10 µg/kg	≥ 10 µg/kg
検体採取量	1 kg 又は 5 kg	0.5 kg 又は 1 kg

<参考> 食品衛生法第6条第2号

有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがある食品又は添加物は、これを販売し、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。